

領域Ⅲ

## 配慮が必要な子供たちが 自らの可能性を最大限高めることができる環境

領域の目指す社会像

様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができます。

柱1	児童虐待防止対策の充実	
	(1) 児童虐待防止に向けた理解の促進	79
	(2) こども家庭センター*の機能強化	80
	(3) 市町の機能強化の支援	82
柱2	社会的養育*の充実・強化	
	(1) 里親*委託等の推進	85
	(2) 施設の小規模化かつ地域分散化, 多機能化等	87
	(3) 社会的養護*のもとで生活する子供の自立支援の推進	89
柱3	ひとり親家庭の自立支援の推進	
	(1) ひとり親になる前の親子支援の充実	93
	(2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実	95
柱4	障害のある子供への支援	
	(1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築	99
	(2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備	101
	(3) 教員の専門性の向上	102
	(4) 特別支援学校*における教育の充実	103

## 5年後の目指す姿 柱1 児童虐待防止対策の充実

### 【児童虐待防止に向けた理解の促進】

児童虐待防止に向け、県や市町のネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）、民間の子育て支援団体などが、それぞれの立場で、保護者をはじめ県民に対し、子供へのどのような接し方が「体罰\*」であり「児童虐待」になるのか、また「児童虐待」が子供の成長に与える悪影響などについて啓発を行い、保護者や県民の理解が深まり、体罰\*や暴言によらない子育てをしている親の割合が8割を超えています。

#### 成果指標

体罰\*や暴言等によらない子育てをしている親の割合  
76.0% ⇒ 83.0%

### 【県全体としての機能強化】

こうした児童虐待の理解促進に加え、全ての市町においては、支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点\*」が設置され、ネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）等の関係機関と連携し、ケースの状況に応じた適切な支援ができています。

また、県によって、市町職員を含めた研修などの人材育成の仕組みが体系化されており、相談援助業務を適切に担うことができる人材が着実に育成されています。

さらに、こども家庭センター\*では、より専門性、緊急性、重要性の高い事案に対応するため、児童福祉司\*等の専門職の確保・育成や業務の効率化、組織の見直し等により、専門性や体制が強化されています。

これによって、市町への支援が充実されるとともに、市町や県の取組によって、速やかな安全確認や、専門性の高いリスク評価が行われ、適切な親子分離など、きめ細かい支援が行われています。

また、こども家庭センター\*の一時保護所で保護した子供に対しては、セキュリティが高く、かつプライバシーや個別性に配慮された安心・安全な環境で、児童心理司\*等により丁寧なアセスメント\*やケアが行われています。県内では、一時保護専用施設が2か所以上設置されており、安全確保の必要性が低い子供は、開放的環境において保護を受けることができます。

児童虐待のため親子分離をしたケースであっても、児童福祉司\*が中心となり、保護者に対して、家族再統合や親子関係の修復に向け、継続的な指導や支援が行われています。

また、家族再統合により、家庭復帰したケースに対しては、市町がこども家庭センター\*や児童養護施設\*などと連携して対応し、子供や家庭が継続的に見守られ、支援が行われています。

#### 成果指標

児童虐待により死亡した子供の人数 0人

#### 成果指標

子ども家庭総合支援拠点\*の設置市町数  
1市町 ⇒ 23市町

## 10年後の目指す姿 柱1 児童虐待防止対策の充実

### 【児童虐待防止に向けた理解の促進】

子供への体罰\*を用いないしつけや子育ての方法が、保護者や県民に浸透し、支持されており、体罰\*や暴言によらない子育てをしている親の割合が9割近くに増加し、子供の健全な発達や成長に悪影響を及ぼす行為が減少しています。

### 【県全体としての機能強化】

こうした児童虐待の理解促進に加え、全ての市町では、支援を要する子供と家庭を支える中核機関となる「子ども家庭総合支援拠点\*」に、県が行う研修などによって育成された専門性の高い職員が配置されており、ネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）等の関係機関と連携を図り、それぞれのケースの状況に応じた専門性の高い支援を行っています。

さらに、市町の機能強化が図られることによって、こども家庭センター\*では、より専門性、緊急性、重要性の高い事案に注力することができるようになるとともに、児童福祉司\*等の専門職の育成や業務の効率化を進め、更なる専門性の強化が図られています。

こうした市町や県の取組により、児童虐待の未然防止が図られ、重症化する前にリスクが減少しており、長期に親子分離する必要のあるケースが少なくなっています。

また、こども家庭センター\*の一時保護所で保護した子供に対しては、セキュリティが高く、かつプライバシーや個別性に配慮された安心・安全な環境で、児童心理司\*等により丁寧なアセスメント\*やケアが行われています。県内では、安全確保の必要性が低い全ての子供が、一時保護専用施設などの開放的環境において保護を受けることができます。

児童虐待のため親子分離をしたケースであっても、児童福祉司\*が中心となり、保護者に対して、継続的に専門的かつ丁寧な指導や支援が行われることにより、信頼関係が形成され、家族再統合や親子関係が修復されるケースが増加しています。

また、家族再統合により、家庭復帰したケースに対しては、市町がこども家庭センター\*や児童養護施設\*などと連携して対応し、子供や家庭が継続的に見守られ支援が行われて、児童虐待の再発防止につながっています。

## 柱1 児童虐待防止対策の充実

### (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進

#### 現 状

- 令和元（2019）年度の児童虐待防止法改正により，親権者等による体罰\*の禁止が法定化され，令和2（2020）年4月1日から施行されます。
- 児童虐待の通告義務\*の認知度は，75%程度の水準で横ばい傾向にあります。
- 近年の脳科学等の研究により，児童虐待の子供の発達や脳に及ぼす悪影響が明らかになってきています。

#### 課 題

- わが国では，「他に手段がないと思ったときには必要」といったものも含めると，体罰\*を容認する人が57%にのぼるとする民間団体の調査結果もあるなど，「子供のしつけには体罰\*が必要」という誤った認識や風潮があります。
- 児童虐待を受けたと思われる子供を発見した人が速やかに通告できるよう通告義務及び児童相談所虐待対応ダイヤル「189」\*やこども家庭センター\*（児童相談所），市町の相談窓口等のさらなる周知が必要です。

#### 取組の方向

- ▶ 子供への体罰\*の禁止や児童虐待の子供に及ぼす悪影響等について，保護者や，これから子育てを行う若い世代など県民への周知を図り，体罰\*によらない子育てを推進します。
- ▶ 児童虐待の通告義務\*，児童相談所虐待対応ダイヤル「189」\*などを，広く県民に周知していきます。

成 果 指 標	現 状 (H29)	目 標 (R6)
体罰*や暴言等によらない子育てをしている親の割合	76.0%	83.0%

#### 指標の設定趣旨

体罰\*や暴言等によらない子育てをしている親の割合が増加することが，子供の健全な発達や成長に悪影響を及ぼす行為に対する理解が深まり，そうした行為の減少につながると考えられることから，指標として設定しました。

※「健やか親子21（第2次）母子保健課調査「乳幼児期に体罰\*や暴言等によらない子育てをしている親の割合」から算出

## 柱1 児童虐待防止対策の充実

### (2) こども家庭センター\*の機能強化

#### 現 状

- 本県では、全国に先駆けて、児童相談所と婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）を統合して、関係性の高い児童虐待とDV\*に対し、一体的に対応できる体制を整えるとともに、より専門的な支援を行うため、児童精神科医を常勤配置した「こども家庭センター\*」を平成17（2005）年度に開設しました。
- こども家庭センター\*（児童相談所）における児童虐待相談対応件数は、児童虐待防止法施行後も年々増え続け、平成12（2000）年度から平成30（2018）年度までの18年間で約10倍となっています。  
 <児童虐待相談対応件数> H12：404件 ⇒ H30：4,019件
- 西部こども家庭センター\*に平成26（2014）年度から、東部こども家庭センター\*に平成28（2016）年度から弁護士を配置し、法的対応が必要な事案への対策を強化しています。
- 西部こども家庭センター\*に平成25（2013）年度から、東部こども家庭センター\*に平成26（2014）年度から警察官OBを配置、また、西部こども家庭センター\*に令和元（2019）年度から現職警察官を配置し、警察と緊密な連携を図り、介入が必要な事案への対応を強化しています。
- 児童虐待に伴う一時保護件数は大幅に増加し、そのうち半数以上が、保護者の同意が得られず「職権保護」したケースです。  
 <児童虐待事案に係る一時保護延人数> H26：4,303人日 ⇒ H30：6,690人日 ※広島市を除く

#### 課 題

- こども家庭センター\*は、保護や親子分離を要するなど高い専門性が必要な事案に注力することが求められていますが、相談・通告の多くを占める軽微な事案にも対応しています。
- 複雑化する事案に適切に対応するため、児童福祉司\*や児童心理司\*等の専門職の増員を図っていますが、被虐待児へのケアや家族への支援に十分な時間を確保することが困難な場合があります。
- 職員を計画的に増員していますが、若い専門職や経験が浅い職員が増加しているなど、体系的な人材育成が十分とは言えません。
- 東部こども家庭センター\*の一時保護所は、緊急保護だけを目的として整備されてきた経緯もあり、セキュリティやプライバシー対策等が不十分で、共用スペースも狭隘化しています。
- 県内に開放的環境による保護を行うための専用施設（一時保護専用施設）がないため、開放的環境による保護が適切な子供に対して、ニーズにあった一時保護が実施できていない場合が少なくありません。

#### 取組の方向

- ▶ 児童虐待への対応体制や対応力など市町の児童虐待に対する機能強化を支援し、県との適切な役割分担と連携により、県全体としての児童虐待への対応体制づくりを進めます。
- ▶ 専門性の高い相談援助業務を行うため、児童福祉司\*や児童心理司\*等の専門職の確保、育成を図ります。
- ▶ 業務の効率化や組織体制の見直し等により、こども家庭センター\*の更なる専門性の強化を図ります。
- ▶ 東部こども家庭センター\*の一時保護所について、できるだけ良好な家庭的環境で、子供たちが安心・安全に過ごすことができるよう環境改善を図ります。
- ▶ 児童養護施設\*等による一時保護専用施設の設置を推進し、開放的環境において保護することが適当な子供の一時保護に対応します。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
児童虐待により死亡した子供の人数	0人	0人
<b>指標の設定趣旨</b> 今後、体罰*禁止の法定化などにより児童虐待の通告・相談件数が増加することが見込まれる中、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応によって、虐待死を発生させないことを目指すため、指標として設定しました。		

※ こども家庭センター\*（児童相談所）が支援に関与したケース

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
開放的環境による保護が適当な子供のための一時保護専用施設の設置か所数（定員）	0か所（0人）	2か所（12人）

## 柱1 児童虐待防止対策の充実 (3) 市町の機能強化の支援

### 現 状

- 市町は、相談援助業務や要保護児童対策地域協議会\*（以下「要対協\*」という）の調整業務を担う専門性の高い職員の確保・育成に苦慮しています。
- こども家庭センター\*では、市町職員を含め、経験年数に応じた各種研修を実施しています。
- 児童虐待事案には、市町とこども家庭センター\*が連携、協力して対応していますが、家庭が抱えるリスクの見極めや緊急度の判断等について、市町によって理解や認識の違いが生じている場合があります。
- 支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点\*」の市町への設置が法定化（努力義務）されていますが、2市町（令和元（2019）年11月時点）の設置にとどまっています。
- 市町の相談援助機能を支援する役割を有する民間の「児童家庭支援センター\*」の設置数が増えています。  
 $\langle \text{児童家庭支援センター*設置数} \rangle \quad \text{H26} : 1 \text{か所} \Rightarrow \text{R1} : 3 \text{か所}$

### 課 題

- 市町の子供や家庭に対する相談支援機能の強化を図るため、「子ども家庭総合支援拠点\*」の設置や、人材確保等に取り組む必要がありますが、市町により対応にばらつきがあります。
- 福祉や心理の専門職の確保・育成は、市町のみで行うことは困難であるため、県の取組のほか、相談援助業務に対するこども家庭センター\*や児童家庭支援センター\*による市町への支援が求められています。
- 児童虐待への対応においては、身近な地域における未然防止、早期発見が最も重要ですが、市町における母子保健、子育て支援、児童虐待等の相談窓口は異なることが多く、相互の連携や情報共有が十分ではない場合があります。

### 取組の方向

- ▶ 児童虐待対応における市町の在宅支援機能を強化するため、全ての市町への「子ども家庭総合支援拠点\*」の設置を促進します。
- ▶ 「子ども家庭総合支援拠点\*」に従事する人材の確保・育成を図るとともに、こども家庭センター\*による積極的な助言や要対協\*関係者への研修等により、拠点が要対協\*の「指令塔」として機能するよう、市町の児童虐待への対応力の強化に取り組みます。
- ▶ 市町における「子ども家庭総合支援拠点\*」と「ひろしま版ネウボラ\*」（子育て世代包括支援センター\*）との一体的運用を促進します。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点*」の設置市町数	1市町	23市町

#### 指標の設定趣旨

子ども家庭総合支援拠点\*が全市町に設置され、ネウボラ\*等の関係機関と連携し、ケースの状況に応じた適切な支援ができることが、児童虐待の未然防止、重症化前のリスクの軽減、長期の親子分離ケースの減少につながると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
児童家庭支援センター*の設置か所数	3か所	5か所



## 5年後の目指す姿 柱2 社会的養育\*の充実・強化

### 【里親\*委託等の推進】

様々な事情により家族と暮らすことができない子供が、里親\*など家庭と同様の環境で養育されることが増えるよう、制度の啓発、里親\*のリクルート\*、里親\*の研修、里親\*と子供とのマッチング、養育する里親\*への支援といったフォスタリング\*業務を、新たに民間機関に委託するなどにより、包括的・継続的に行う体制が強化されています。

こども家庭センター\*（児童相談所）は、こうしたフォスタリング\*機関、市町、乳児院\*、児童養護施設\*などの関係機関と連携・協力する枠組みを整え、子供の発達段階や状況に応じた里親\*委託等を行います。

また、里親\*に対しては、ネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）や子ども家庭総合支援拠点\*などによる他の子育て家庭と同様の子育て支援や、こども家庭センター\*などによる専門的研修、児童養護施設\*などによる里親\*から一時的に子供を預かるレスパイトケア\*といった支援が行われています。

こうした取組により、里親\*は、不安や負担感が軽減され養育することができるようになるとともに、里親\*として登録する人が310世帯に増え、里親\*やファミリーホーム\*（経験豊富な里親\*が5～6人の子供を養育）への委託率が3割以上になり、家庭と同様の環境で暮らす子供が増えています。

### 成果指標

要保護児童の里親\*・ファミリーホーム\*への委託率

16.1% ⇒ 30.7%

### 【施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等】

里親\*による養育が困難な場合であっても、児童養護施設\*の小規模かつ地域分散化が進められることによって家庭的環境の充実が図られ、こうした施設で生活する子供が、施設入所児童のうち6人に1人の割合に増えています。

さらに、乳児院\*や児童養護施設\*は、施設の持つ機能や専門性を活かして、ショートステイ\*などによる子育て支援や里親\*へのレスパイトケア\*を実施するなど、全ての施設において多機能化が図られるとともに、特に養育が困難な子供を受け入れ、個々の状況に応じた支援を行うための体制強化や職員の研修機会の増加などを通じた専門性の向上が図られており、子供は安心して生活できています。

### 成果指標

施設入所児童のうち、家庭的環境のグループホーム\*（小規模かつ地域分散化した施設）で生活する子供の割合

4.9% ⇒ 16.3%

### 【自立支援の推進】

加えて、社会的養護\*のもとで生活する子供の意見表明権を保障するため、本県の仕組みを整え、全ての児童養護施設\*において、必要に応じて弁護士など第三者が、子供の意見を聞き、代弁（アドボケート\*）する取組が進んでいるほか、自立援助ホーム\*が県内に6か所に増え、児童養護施設\*等を退所した後も、自立援助ホーム\*等による自立支援を受けることができる機会が増えています。

### 成果指標

社会的養護\*のもとで生活する子供の進学率  
（高等学校卒業後）

34.3% ⇒ 46.2%



## 10年後の目指す姿 柱2 社会的養育\*の充実・強化

### 【里親\*委託等の推進】

様々な事情により家族と暮らすことができない子供が、里親\*など家庭と同様の環境で養育されることが増えるよう、こども家庭センター\*（児童相談所）と民間フォスタリング\*機関（制度の啓発、里親\*のリクルート\*、里親\*の研修、登録した里親\*と子供とのマッチング、養育する里親\*への支援などの業務を受託）、市町、乳児院\*、児童養護施設\*等の関係機関が連携・協力しています。

具体的には、子供の発達段階や状況に応じた里親\*委託等が円滑に行われているほか、民間フォスタリング\*機関が、県内全域をカバーするとともに、子供を長期的な視点で一貫して支援することが可能になっています。

また、里親\*に対しては、ネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）や子ども家庭総合支援拠点\*などによる他の子育て家庭と同様の子育て支援や、こども家庭センター\*などによる専門的研修、児童養護施設\*などによる里親\*から一時的に子供を預かるレスパイトケア\*といった支援が行われています。

こうした取組により、里親\*は、不安や負担感が軽減され、養育することができるようになるとともに、里親\*として登録する人が400世帯に増え、里親\*やファミリーホーム\*（経験豊富な里親\*が5～6人の子供を養育）への委託率が4割

以上になり、家庭と同様の環境で暮らす子供が増えています。

### 【施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等】

里親\*による養育が困難な場合であっても、児童養護施設\*の小規模かつ地域分散化が進められることによって家庭的環境の充実が図られ、こうした施設で生活する子供が、施設入所児童のうち3人に1人の割合に増えています。

さらに、乳児院\*や児童養護施設\*は、施設の持つ機能や専門性を活かして、ショートステイ\*などによる子育て支援や里親\*へのレスパイトケア\*を実施するなど、全ての施設において多機能化が図られるとともに、特に養育が困難な子供を受け入れ、個々の状況に応じた支援を行うための体制強化や職員の研修機会の増加などを通じた専門性の向上が図られており、子供は安心して生活できています。

### 【自立支援の推進】

加えて、児童養護施設\*や里親\*などの社会的養護\*のもとで生活する全ての子供は、必要に応じて弁護士など第三者によるアドボケイト\*（代弁）の支援を受け、その子供に影響を与える全ての事柄について、自由に意見を表明することができるほか、児童養護施設\*等を退所した後も、自立援助ホーム\*等による自立支援を受け、社会的自立につながっています。

## 柱2 社会的養育\*の充実・強化

### (1) 里親\*委託等の推進

#### 現 状

- 平成 28 (2016) 年の児童福祉法改正により、実親による養育が困難な場合には、里親\*や特別養子縁組\*など、家庭と同様の環境のもとで養育されるよう、家庭養育優先原則\*が規定されました。
- 県内では、乳児院\*、児童養護施設\*、里親\*等のもとで、約 750 人の子供が暮らしていますが、そのうち里親\*等で暮らしているのは、全国平均の 19.7% (平成 29 (2017) 年度末) を下回る、16.1%にとどまっています。
- 里親\*・ファミリーホーム\*への委託率は、年々高くなっていますが、伸び率は小幅にとどまっています。
  - ＜要保護児童の里親\*・ファミリーホーム\*への委託率＞
  - H25 : 13.4% ⇒ H30 : 16.1%
- 平成 30 (2018) 年度末の里親\*数は、平成 25 年度末と比べ、31 世帯 (約 17%) 増えています。また、平成 30 (2018) 年度末の、子供が委託されている里親\*数は、平成 25 年度末と比べ、17 世帯 (約 24%) 増えています。
  - ＜認定・登録里親\*数＞ H25 : 183 世帯 ⇒ H30 : 214 世帯
  - ＜子供が委託されている里親\*数＞ H25 : 71 世帯 ⇒ H30 : 88 世帯
- 里親\*のうち子供が委託されている里親\*の割合は、4 割前後を推移しており、半数以上の里親\*には、子供が委託されていません。
  - ＜子供が里親\*委託されている割合＞ H25 : 38.8% ⇒ H30 : 41.1%
- 平成 30 (2018) 年度末のファミリーホーム\*の数は、平成 25 年度末と比べ、1 か所しか増えていません。
  - ＜ファミリーホーム\*事業者数＞ H25 : 3 か所 ⇒ H30 : 4 か所
  - ＜ファミリーホーム\*定員＞ H25 : 18 人 ⇒ H30 : 24 人
  - ＜ファミリーホーム\*措置人員＞ H25 : 16 人 ⇒ H30 : 23 人
- 平成 29 (2017) 年 3 月に、「広島県新生児里親\*委託マニュアル」を作成し、新生児里親\*委託を推進しており、特別養子縁組\*の成立の増加につながることが期待されます。

#### 課 題

- 里親\*制度が社会に周知されていないことや、十分なリクルート\*ができていないため、里親\*への登録数が不足しています。
- 子供を委託した里親\*への研修や、市町や地域での支援が不十分な状況にあります。また、県内には、里親\*に研修などの支援を行う民間フォスタリング\*機関もありません。
- 施設入所に比べて実親の同意が得られにくいほか、里親\*と里子のマッチングに多くの時間を要するなど、里親\*委託が優先されにくい現状があります。
- 里親\*登録していても、里親\*の家庭状況の変化や養育経験・知識の不足等から、子供の委託をすぐにはできない場合があります。
- 新生児里親\*委託の取組を推進していますが、真に必要な人たちに情報が届きにくい状況があります。

**取組の方向**

- ▶ 里親\*制度の更なる普及・啓発を図り、里親\*について正しく広く理解されるよう取り組みます。
- ▶ 子供を委託した里親\*に対する研修や支援を充実し、子供との愛着\*関係の形成、養育力の向上を図るとともに、市町や地域において、里親\*を支える環境づくりを進めます。
- ▶ ショートステイ\*や一時保護委託などにより、短期間、里親\*が子供を預かる取組を増やし、地域の要支援家庭への支援を行います。
- ▶ こども家庭センター\*におけるフォスタリング\*業務（啓発、リクルート\*、研修、マッチング、里親\*支援）を強化するとともに、民間委託を進めます。
- ▶ 新生児里親\*委託の取組を推進し、将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組\*などによるパーマネンシー保障\*を重視した支援を行います。

成 果 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
要保護児童の里親*・ファミリーホーム*への委託率	16.1%	30.7%

**指標の設定趣旨**

要保護児童の里親\*・ファミリーホーム\*への委託率が増加することは、家庭と同様の環境で暮らす要保護児童が増え、個々の状況に応じて養育されながら、安心して生活することにつながると思われることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
認定・登録里親*数およびファミリーホーム*設置か所数	214 世帯 4 か所	310 世帯 7 か所
里親*マッチング率（里親*委託児童数/里親*数） ※ファミリーホーム*に係るものは除く	45.8%	66.7%

## 柱2 社会的養育\*の充実・強化

### (2) 施設の小規模かつ地域分散化，多機能化等

#### 現 状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、実親による養育が困難な場合には、里親\*や特別養子縁組\*など、家庭と同様の環境のもとで養育されるよう、家庭養育優先原則\*が規定され、家庭と同様の環境での養育が適当でない場合には、できるだけ良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じることとされました。
- 児童養護施設\*には、ADHD\*等の発達障害\*のある子供、様々な障害や疾患のある子供など、特別の支援を要する子供が高い割合で入所しています。
  - ＜児童養護施設\*入所児童(H30.3.1)673人のうち、発達障害\*のある子供の割合＞ 88人(13.1%)
- また、被虐待経験のある子供が6割以上にのぼるなど、施設職員が保護者や家庭との調整に苦慮するケースも多くあります。
  - ＜児童養護施設\*入所児童(H30.3.1)のうち、被虐待経験のある子供の割合＞ 425人(63.2%)
  - ＜児童養護施設\*入所児童(H30.3.1)のうち、親の対応に苦慮している子供の割合＞ 118人(17.5%)
- 施設入所児童のうち、施設内小規模グループケア\*で生活する子供の割合は、年々増えていますが、家庭的環境のグループホーム\*(小規模かつ地域分散化された施設)で生活する子供の割合は横ばい傾向にあります。
  - ＜施設内小規模グループケア\*の設置数＞ H26:12か所 ⇒ H30:28か所
  - ＜児童養護施設\*入所児童のうち、施設内小規模グループケア\*で生活する子供の割合＞ H26:11.1% ⇒ H30:26.7%
  - ＜グループホーム\*の設置数＞ H26:5か所 ⇒ H30:6か所
  - ＜児童養護施設\*入所児童のうち、家庭的環境のグループホーム\*で生活する子供の割合＞ H26:4.5% ⇒ H30:4.9%
- 乳児院\*や児童養護施設\*の多くが、市町と連携した在宅支援として、ショートステイ\*を行っています。
- 母子を分離させずに入所させ、家庭養育を支援する母子生活支援施設\*は、家庭養育優先原則\*の中で活用が期待されていますが、入所者数は減少傾向にあります。

#### 課 題

- 児童養護施設\*には、障害や被虐待歴があるなど特別の支援を要する子供が多く入所しており、高い専門性が求められていますが、人材の確保、育成が困難な状況にあります。
- 大・中舎制に比べ、より多くの職員が必要になることや労働条件が厳しいこと、専門性のある人材の不足など様々な課題があることなどにより、家庭的環境のグループホーム\*(小規模かつ地域分散化された施設)の箇所数が増えていません。
- 家庭や地域の養育力が低下するなか、乳児院\*や児童養護施設\*、母子生活支援施設\*などには、その資源や専門性を活用して、市町と連携して要支援家庭を支える役割が、より一層求められています。ショートステイ\*以外の取組は、あまり実施されていません。

#### 取組の方向

- ▶ 社会的養護\*が必要な子供のうち里親\*委託等が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう、施設の小規模かつ地域分散化に向けて取り組みます。
- ▶ 児童養護施設\*等が培ってきた子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう取り組みます。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
施設入所児童のうち、家庭的環境のグループホーム* (小規模かつ地域分散化した施設) で生活する子供の割合	4.9%	16.3%
<p><b>指標の設定趣旨</b></p> <p>施設入所児童のうち家庭的環境のグループホーム*で生活する子供の割合が増えることが、社会的養護*が必要な子供が個々の状況に応じて養育されながら、安心して生活することにつながるから、指標として設定しました。</p>		

## 柱2 社会的養育\*の充実・強化

### (3) 社会的養護\*のもとで生活する子供の自立支援の推進

#### 現 状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されることなどの権利を有することが明確化されましたが、社会的養護\*のもとで生活する子供の多くは、親(保護者)に代弁者の役割を期待できないため、子供に寄り添い代弁してくれるアドボケイト\*が必要となっています。
- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、児童福祉審議会\*は、その調査審議に当たって、子供やその家族等の関係者の出席者を求め、その意見を聴くことができることとされました。
- 令和元(2019)年の児童福祉法等の改正により、子供の意見表明権を保障する仕組みとして、子供の権利擁護のあり方について、法施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置が講じられることとなりました。
- 全ての児童養護施設\*で、苦情を受け付ける窓口の設置や第三者委員制度など、苦情解決に係る体制を整えています。子供たちの利用は低い状況にあります。
- こども家庭センター\*(児童相談所)では、施設に入所する子供に対して、オレンジ(子供の権利)ノート\*を配付し、その内容を丁寧に説明しています。
- 義務教育終了後に支援を要する子供が入所する自立援助ホーム\*(シェルターを除く)は、平成30(2018)年度に大竹市及び東広島市に開設され、計3か所になりました。
- 児童養護施設\*や里親\*のもとで暮らしている子供の、高等学校卒業後の大学等への進学率は、年度によってばらつきがあるものの概ね上昇傾向にあります。県全体の進学率81.7%(平成30年学校基本調査を基に県算出)に比べると著しく低くなっています。  
 <高校等卒業後の大学等への進学率(児童養護施設\*・里親\*)>  
 H25: 30.3% ⇒ H29: 40.0%
- 退所児童等アフターケア事業所\*は、県内に2か所設置されています。

#### 課 題

- 施設入所や里親\*委託された子供の中には、施設入所等の選択に当たって説明や意見聴取が十分されていない場合や、自分が親元を離れなければならない理由等を理解していない場合、自分の出自や成育歴等を把握していない場合もあり、社会的養護\*が必要な子供の意見表明権や知る権利など権利擁護を保障する仕組みが十分に整っていません。
- 県内の自立援助ホーム\*は地域偏在があるほか、県内の施設に空きがなく、県外へ依頼しているケースも多いなど、自立援助ホーム\*の設置数(定員数)が不足しています。
- 社会的養護\*のもとで生活していた子供が、就職や大学等へ進学するなど、独立した後の支援が不足しています。

#### 取組の方向

- ▶ 社会的養護\*のもとで生活している子供の意見表明権を保障する仕組みを整えるなど、権利擁護に取り組めます。
- ▶ 自立援助ホーム\*について、圏域や地域の児童人口に配慮して、設置を促進します。
- ▶ 退所児童等アフターケア事業所\*や児童養護施設\*、自立援助ホーム\*等を活用し、社会的養護\*のもとで生活していた子供の生活、就学、就労への助言、支援(アフターケア\*)に取り組めます。



成 果 指 標	現状 (5年平均 H25-H29)	目標 (R6)
社会的養護*のもとで生活する子供の進学率 (高等学校卒業後)	34.3%	46.2%
<b>指標の設定趣旨</b>		
<p>社会的養護*のもとで生活する子供が、安心して暮らし、個々の状況に応じた支援を受けることによって、高校卒業後の進学率が向上することが、子供の自立につながると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
義務教育終了後に支援を要する子供のための自立援助ホーム* (シェルターを除く) の設置か所数	3か所	6か所

## 5年後の目指す姿 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

### 【ひとり親になる前の親子支援の充実】

子供と子育て家庭に携わる、市町のネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）の職員や、民生委員\*・児童委員\*、スクールソーシャルワーカー\*などが、ひとり親家庭の子供にとって、「養育費\*」と「面会交流\*」が、重要な子供の権利であることについて知る機会が充実し、理解が深まっており、親が離婚を検討していることを把握した段階、あるいは未婚で子供が認知される段階で、速やかに、市町のひとり親家庭支援部署や、母子家庭等就業・自立支援センター\*（県が一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会に運営委託）につないでいます。

このように、ひとり親になる前から適切な支援が行われることで、ひとり親家庭の半数が、実効性のある形で養育費\*・面会交流\*の取り決めを行い、確実に円滑に養育費\*の受け渡しが行われ、家庭の経済基盤の安定につながるとともに、面会交流\*によって、子供がどちらの親からも愛され大切な存在であることを実感しながら成長しています。

#### 成果指標

養育費\*の取り決め状況 42.1% ⇒ 52.7%

#### 成果指標

面会交流\*の取り決め状況 29.6% ⇒ 40.2%

### 【ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実】

ひとり親家庭の子育てと仕事の両立支援については、県が専門的な研修の開催を支援するなどにより、市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親関係の支援制度をはじめ、子供と子育て家庭全般にわたる支援制度の知識を習得し、専門的・包括的な相談支援業務を行う人材が育成されています。

また、ネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）や、子ども家庭総合支援拠点\*、福祉事務所、学校の家庭教育支援アドバイザー\*、ハローワークなどと、必要に応じて連携を図る仕組みが構築されつつあり、こうした市町においては、ひとり親家庭は、個々の状況や課題に応じて、親の就業、家事・生活援助、子供の学習支援など、最適な仕事と子育て支援の組み合わせについて、助言とコーディネートを受けています。

さらに、県は、母子家庭等就業・自立支援センター\*を通じて、より専門性の高い困難な事案への対応を行うなど各市町の取組をサポートしています。

こうした取組により、ひとり親家庭は、必要な情報や適切な支援を受けられ、子供の自立に向けて必要な取組が充実してきていると実感しています。

#### 成果指標

ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）  
52.2% ⇒ 58.8%

## 10年後の目指す姿 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

### 【ひとり親になる前の親子支援の充実】

子供と子育て家庭に携わる、市町のネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）の職員や、民生委員\*・児童委員\*、スクールソーシャルワーカー\*などが、ひとり親家庭の子供にとって、「養育費\*」と「面会交流\*」が、重要な子供の権利であることを十分に理解しており、親が離婚を検討していることを把握した段階、あるいは未婚で子供が認知される段階で、速やかに、市町のひとり親家庭支援部署や、母子家庭等就業・自立支援センター\*（県が一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会に運営委託）につないでいます。

このように、ひとり親になる前から適切な支援が行われることで、ひとり親家庭の7割が、実効性のある形で養育費\*・面会交流\*の取り決めを行い、確実かつ円滑に養育費\*の受け渡しが行われ、家庭の経済基盤の安定につながるとともに、面会交流\*によって、子供がどちらの親からも愛され大切な存在であることを実感しながら成長しています。

### 【ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実】

ひとり親家庭の子育てと仕事の両立支援については、県が専門的な研修の開催を支援するなどにより、市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親関係の支援制度をはじめ、子供と子育て家庭全般にわたる支援制度の知識を習得し、専門的・包括的な相談支援業務を行う人材が育成されています。

また、ネウボラ\*（子育て世代包括支援センター\*）や、子ども家庭総合支援拠点\*、福祉事務所、学校の家庭教育支援アドバイザー\*、ハローワークなどと、必要に応じて連携を図る仕組みを構築しており、ひとり親家庭は、どこに住んでいても、個々の状況や課題に応じて、親の就業、家事・生活援助、子供の学習支援など、最適な仕事と子育て支援の組み合わせについて、助言とコーディネートを受けています。

さらに、県は、母子家庭等就業・自立支援センター\*の運営委託を通じて、より専門性の高い困難な事案への対応を行うなど各市町の取組をサポートしています。

こうした取組により、ひとり親家庭は、仕事と子育てを両立しながら生活しており、子供が身近な大人に温かく見守られて健やかに成長し、自立につながっていると実感しています。

## 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

### (1) ひとり親になる前の親子支援の充実

#### 現 状

- 平成 28 (2016) 年度に母子家庭等就業・自立支援センター\*に養育費\*専門相談員を設置し、弁護士会や法テラス、市町母子・父子自立支援員と連携し、養育費\*に関する相談支援に取り組んでいますが、養育費\*が適正に受け取れていない状況があります。
  - ＜養育費\*の取り決めをしている割合＞ (広島県調査。注釈ない場合以下同じ)
    - 母子世帯 H26 : 47.9% ⇒ R1 : 48.2%
    - 父子世帯 H26 : 14.0% ⇒ R1 : 20.3%
  - ＜養育費\*を現在も受けている割合＞
    - 母子世帯 : 35.2%, 父子世帯 : 6.4% (R1 調査結果。注釈ない場合以下同じ)
- また、養育費\*について取り決めをしている人のうち、母子世帯で 32.6%, 父子世帯で 60.0% の人が、養育費\*が未払いになったときに強制執行の手続きを取るために必要な文書を作成しておらず、養育費\*の受給を諦めるケースが多くあることが伺えます。
- 面会交流\*を円滑に行うことは、子供がどちらの親からも愛されていることを実感し、信頼できる親子関係を築くことができ、子供が健やかに育つために重要な意義を持つものですが、取り決めをしていない割合が6割を超えています。
  - ＜面会交流\*の取り決めをしていない割合＞ 母子世帯 : 64.9%, 父子世帯 : 69.2%
  - ＜面会交流\*の相談をしていない割合＞ 母子世帯 : 58.0%, 父子世帯 : 68.6%

#### 課 題

- 離婚時に、相手と関わりたくないという気持ちが先行してしまい、養育費\*や面会交流\*の重要性について理解を深める機会を持たず、取り決めを十分に行わずに離婚をしてしまうことがあります。

#### 取組の方向

- ▶ 子育て家庭や、子供と子育て家庭に携わる関係者が、養育費\*と面会交流\*の重要性について知り、理解を深め、養育費\*の取り決めと実効性のある受け渡し、面会交流\*の取り決めと円滑な実施が行われるよう取組を促進します。

成 果 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R6)
養育費*の取り決め状況 (取り決めをしている割合)	42.1%	52.7%

#### 指標の設定趣旨

養育費\*の取り決めをしている割合が増加することが、ひとり親家庭の経済基盤の充実につながると考えられることから、指標として設定しました。

成 果 指 標	現状 (R1)	目標 (R6)
面会交流*の取り決め状況 (取り決めをしている割合)	29.6%	40.2%
<b>指標の設定趣旨</b> 面会交流*の取り決めをしている割合が増加することが、ひとり親家庭の子供がどちらの親からも愛され、大切な存在であることを実感することにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
母子家庭等就業・自立支援センター*における養育費*・面会交流*取り決め相談の解決件数	63件	100件

## 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

### (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

#### 現 状

- 県の調査によると、ひとり親になったことを契機として転職した割合は、母子世帯で5割を超えるなど、ひとり親家庭になったことで働き方を変えざるを得ないケースがあることが伺えます。
  - ＜ひとり親になったことを契機として転職した割合＞ 母子世帯：57.9%，父子世帯：33.8%  
（最多の転職理由）
  - 母子世帯：収入がよくない（40.1%），父子世帯：労働時間が合わない（31.1%）
  - ＜ひとり親になる前後での正規雇用の割合＞ 母子世帯：（前）25.3% ⇒ （後）42.4%  
父子世帯：（前）72.4% ⇒ （後）64.5%
- 県では、母子家庭等就業・自立支援センター\*を運営し、就労支援や、専門性の高い相談対応などを行っています。
- ひとり親家庭の6割で、中学生以下の子供だけで過ごす時間があり、そのうち4時間を超える家庭も2割あります。
  - ＜中学生以下の子供だけで過ごす時間＞
  - 2時間程度：31.3%，3時間程度：21.0%，4時間程度・5時間以上：20.8%
  - ＜子供だけになる時間に利用させたい支援（多い順）＞
  - 母子世帯 「学力向上のための指導」30.4%，「体験活動の提供」22.6%，
  - 父子世帯 「学力向上のための指導」26.1%，「学習スペースの提供」16.2%
- ひとり親の65.5%が、子供の高等学校卒業後の進路について、進学することを希望していますが、実際の進学率は52.2%であり、広島県全体の進学率81.7%（平成30年度学校基本調査を基に県算出）と比べ低くなっています。
- ひとり親家庭の子供を対象とする学習支援ボランティア事業\*を行う市町が増えていました。
  - ＜学習支援ボランティア事業実施市町数＞ H25：2市 ⇒ H30：13市町
- 一人で仕事と子育ての両方を担うひとり親にとって、子供の年齢や家庭環境などの個々の状況に応じた支援制度の活用が重要ですが、ひとり親家庭の経済的自立や子供の就学等を支援する「母子父子寡婦福祉資金\*制度」が、4割弱の対象世帯に知られていないなど、公的機関による支援が十分に届いていません。
  - ＜「母子父子寡婦福祉資金\*制度」を知らなかった割合＞ 母子世帯：36.3%，父子世帯：37.9%
  - ＜困った際の相談相手＞ 親族：67.4%，知人・隣人36.7%
- 母子を分離することなく親子双方への支援を行う母子生活支援施設\*が、県内10か所にありますが、入所者は減少傾向にあります。

#### 課 題

- 母子家庭等就業・自立支援センター\*について、日中働いているひとり親にとっては利用しにくいといった意見があるほか、専門性を活かした市町への支援が求められています。
- ひとり親家庭を対象とした支援だけでなく、子育て支援策全般や就労など、幅広い制度や地域資源を把握し、助言できる人材の確保や部署間の連携が難しい市町があり、ひとり親家庭が、十分な情報を得られていない状況があります。



### 取組の方向

- ▶ ひとり親家庭のニーズに応じて、母子家庭等就業・自立支援センター\*の開設時間を延長するなど支援体制を強化するとともに、より専門性の高い困難な事案への対応力を強化し、市町の取組を支援します。
- ▶ 市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親家庭の状況や課題、ライフステージやライフスタイルに応じて、様々な支援策を組み合わせるなど、親子それぞれに最適な支援メニューが提供され、母子父子自立支援員\*などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。

成 果 指 標	現 状 (R1)	目 標 (R6)
ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）	52.2%	58.8%

#### 指標の設定趣旨

ひとり親家庭が、個々の状況や課題に応じた必要な情報や適切な支援を受けることによって、子供の高校卒業後の進学率が向上することが、子供の自立につながると考えられることから、指標として設定しました。

参 考 指 標	現 状	目 標 (R6)
児童扶養手当*の18歳到達による資格喪失通知対象者への進路調査による進学率（高等学校卒業後）	R2.4 調査予定	調査結果を踏まえ設定

※ 成果指標は5年に1度実施する広島県ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査により測定予定であることから、上記参考指標により、毎年度の状況を把握する。

## 5年後の目指す姿 柱4 障害のある子供への支援

### 【地域における重層的な障害児支援体制の構築】

県内全ての市町に児童発達支援センター\*が整備されており、障害児及びその家族は、身近な地域で、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けています。

県内の医療型短期入所\*定員の拡充（平成30（2018）年度比約2倍）が図られ、医療的ケア\*を日常的に必要なとする障害児とその家族は、在宅で必要なサービスを利用できない、休息できない、といった不安や負担が軽減されています。

発達障害\*児がライフステージを通じて、個々の特性に応じた医療や支援を早期にかつ適切に切れ目なく受けられるよう、地域のかかりつけ医や専門医療機関、地域の保健、医療、福祉、教育が連携した地域ネットワーク支援体制が4割の市町に整備されており、こうした市町において、発達障害\*児やその家族は、必要に応じて、早期に多機関の専門職から支援を受けることができます。

#### 成果指標

在宅の医療的ケア\*児の生活を支援する医療型短期入所\*定員数 47人 ⇒ 88人

#### 成果指標

発達障害\*に係る1か月以上の初診待機者数（推計値） 2,728人 ⇒ 0人

### 【幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備】

障害のある幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）のうち、個別の教育支援計画\*及び個別の指導計画\*が作成されている割合及び校種間での引継ぎに活用されている割合が毎年度着実に向上しています。

#### 成果指標

個別の教育支援計画\*作成率  
 公立幼稚園等：100% 公立中学校：100%  
 公立小学校：100% 公立高等学校：90.0%

#### 成果指標

個別の指導計画\*作成率  
 公立幼稚園等：100% 公立中学校：100%  
 公立小学校：100% 公立高等学校：96.0%

### 【教員の専門性の向上】

特別支援教育\*に係る通級による指導\*の担当教員の84%、特別支援学校\*の全ての教員、特別支援学級\*担任の60%が特別支援学校\*教諭免許状を取得しており、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。

#### 成果指標

特別支援学校\*教諭免許状保有率  
 小・中学校 通級による指導\*の担当教員：84.0%  
 小・中学校 特別支援学級\*担任：60.0%  
 特別支援学校\*教員：100%

### 【特別支援学校\*における教育の充実】

本県独自の特別支援学校技能検定\*の実施など、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校\*高等部に所属する就職を希望する全ての生徒が就職しています。さらに、就職した生徒の90%が卒業までに特別支援学校技能検定\*1級を取得するなど、働き続ける力が身に付いています。

特別支援学校\*高等部の全ての普通教室にネットワーク接続環境が整備されているほか、高等部に所属する生徒は1人1台教育用コンピュータを所有しており、生徒たちの主体的・対話的で深い学びに活用されています。

また、高等部に所属する生徒が授業で日常的にICT\*等の支援機器や学習教材が使用できる環境整備や、教員に対する研修の実施により、教員のICT\*活用に係る指導力が高まっています。

#### 成果指標

特別支援学校\*高等部（本科）における就職希望者のうち、就職した者の割合 100%

## 10年後の目指す姿 柱4 障害のある子供への支援

### 【地域における重層的な障害児支援体制の構築】

県内の都市部（人口が集積している沿岸部の市域）では、市内に複数の児童発達支援センター\*が整備されており、障害児及びその家族は、身近な地域で、早い段階から、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けています。

障害保健福祉圏域内において、医療型短期入所\*施設のほか、医療的ケア\*に対応できる障害福祉サービス事業所や訪問看護事業所など、保健、医療、福祉等の総合的な支援体制が整備されており、医療的ケア\*を日常的に必要とする障害児とその家族は、いつでも在宅で支援が受けられるという安心感の下で生活しています。

発達障害\*児がライフステージを通じて、個々の特性に応じた医療や支援を早期にかつ適切に切れ目なく受けられるよう、地域のかかりつけ医や専門医療機関、地域の保健、医療、福祉、教育が連携した地域ネットワーク支援体制が各市町に整備されており、発達障害\*児やその家族は、必要に応じて、早期に多機関の専門職から支援を受けることができます。

### 【幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備】

個別の教育支援計画\*及び個別の指導計画\*が、障害のある生徒等全員に作成され、校種間で適切に引き継がれているほか、それらの計画が教職員間及び関係機関等で共有されており、教員は各生徒等の実態に応じた指導を行っています。

### 【教員の専門性の向上】

特別支援教育\*に係る通級による指導\*の担当教員及び特別支援学校\*の全ての教員並びに特別支援学級\*担任の60%が特別支援学校\*教諭免許状を取得しており、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。

### 【特別支援学校\*における教育の充実】

本県独自の特別支援学校技能検定\*の実施など、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校\*高等部に所属する就職を希望する全ての生徒が卒業までに特別支援学校技能検定\*1級を取得し、就職しています。

また、就職した生徒は、失敗してもあきらめずチャレンジする力が身に付いており、その後、離職したとしても、再就職に向けてあきらめずチャレンジすることができています。

特別支援学校\*の全ての普通教室にネットワーク接続環境が整備されているほか、特別支援学校\*の児童生徒は1人に1台教育用コンピュータが整備されており、生徒たちの主体的・対話的で深い学びに活用されています。

また、全ての教員にICT\*活用に係る指導力が身につけており、全ての学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICT\*を活用した授業が行われています。

## 柱4 障害のある子供への支援

### (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築

#### 現 状

- 地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援のほか、地域の障害児やその家族の相談対応、障害児を支援する施設への援助・助言等を行う児童発達支援センター\*は、県内全ての障害保健福祉圏域で設置されていますが、市町ごとにみると未設置の市町があります。  
 <児童発達支援センター\*設置市町（H30）>  
 9市町（広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市、廿日市市、府中町）
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU\*（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケア\*が日常的に必要な障害児（以下「医療的ケア\*児」という。）が増加しています。  
 <医療的ケア\*児数（H28 推計）> 422人
- 発達に課題のある子供の相談ニーズが増加する中、支援の必要な「気になる子供」や育児に不安を抱く養育者に対する支援が求められています。
- 本県の発達障害\*の診療を行っている医療機関数、医師数は徐々に増加していますが、発達障害\*の診療が一部の専門医に集中し、初診までに長期の待機時間が生じています。  
 <発達障害\*に係る1か月以上の初診待機者数（H29 推計）> 2,728人

#### 課 題

- 県内全市町において児童発達支援センター\*が整備されておらず、各地域において、児童発達支援センター\*が中核となって、関係機関が連携を図りながら、適切な支援が行われる体制の構築には至っていません。
- 医療型の障害福祉サービスについては、医療的ケア\*児に対する支援が適切に行える人材の確保が必要であるため、障害福祉サービス事業所が、新たにこれらのサービスに取り組むことは難しい状況にあります。
- 発達障害\*を確定診断ができる専門医や、適切な初診対応ができるかかりつけ医が不足状態にあるとともに、地域的にも偏在するなど、身近な地域で継続的に受診できる環境が整っておらず、情報の提供も十分ではない状況です。また、医療機関による診療体制のほか、できるだけ身近な場所で、早期に専門的な相談や支援を受ける環境が整っていません。

#### 取組の方向

- ▶ 障害児及びその家族が、身近な地域において、早い段階から、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けられるよう、県内各市町における児童発達支援センター\*の整備を促進します。
- ▶ 各圏域における児童発達支援センター\*等が、その専門的機能を活かし、「ひろしま版ネウボラ\*」などとの十分な連携を確保しつつ、支援の必要な子供や育児に不安を抱く養育者に対し、早期に適切な助言、支援を行います。
- ▶ NICU\*等基幹病院と地域の小児科医療機関や訪問看護の連携の促進、研修等を通じた人材育成など、医療的ケア\*児に対する支援の充実を図ります。
- ▶ 発達障害\*児がライフステージを通じて、必要に応じて切れ目のない医療や支援を受けることができるよう、地域のかかりつけ医と専門医療機関や、小児科医と精神科医、地域の保健、福祉、教育、労働、司法等の関係機関との連携・協力体制の構築に取り組みます。
- ▶ 発達障害\*児の個々の特性に応じて、適切な医療や支援が受けられるよう、医療機関の情報や身近な相談窓口を県のホームページに掲載するなど、県民への情報提供の充実を図ります。

成 果 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
在宅の医療的ケア*児の生活を支援する県内の医療型短期入所*定員数	47人	88人
<b>指標の設定趣旨</b>		
<p>介護者がレスパイトできるよう医療型短期入所*定員を確保することが、医療的ケア*児及びその介護者の在宅生活の充実につながると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

成 果 指 標	現状 (H29)	目標 (R6)
発達障害*に係る1か月以上の初診待機者数(推計値)	2,728人	0人
<b>指標の設定趣旨</b>		
<p>発達障害*に係る1か月以上の初診待機者が減少することは、発達障害*の早期把握、早期支援を推進するため、各地域で相互補完の理念に基づく多職種連携支援が構築されていることの成果であると考えられることから、指標として設定しました。</p>		

参 考 指 標	現状 (H30)	目標 (R6)
児童発達支援センター*の設置市町数 ※	9市町	23市町
発達障害*に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数	2市町	9市町

※ 市町単独での設置が困難な場合は、障害保健福祉圏域で設置する。

## 柱4 障害のある子供への支援

### (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備

#### 現 状

- 特別支援学校\*や特別支援学級\*等に在籍する幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）が年々増加しています。  
 <特別支援学校\*に在籍する生徒等数> H25：2,340人 ⇒ H30：2,755人 \*広島市立を含む  
 <特別支援学級\*に在籍する生徒等数> H25：4,302人 ⇒ H30：6,659人 \*広島市立を含む
- 障害のある生徒等一人一人の教育的ニーズに対応するため、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画である「個別の教育支援計画\*」と、指導目標や指導内容・方法を具体的に盛り込んだ計画である「個別の指導計画\*」を作成している学校の割合が高まり、概ね全ての公立学校で特別支援教育\*を推進するための基本的な支援体制が整備されています。

#### 課 題

- 個別の教育支援計画\*や個別の指導計画\*（以下「個別の計画等」という。）の作成率は向上していますが、特別な支援を必要とする生徒等全員には作成されておらず、活用状況も十分とはいえない状況にあります。

#### 取組の方向

- ▶ 幼保・小・中・高等学校等が、特別な支援を必要とする生徒等全員に対して、個別の計画等を作成するとともに、個別の教育支援計画\*を校種間の接続や関係機関等との連携において活用することにより、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制を整備します。

※ 「幼保」とは、幼稚園、保育所及び認定こども園\*

成 果 指 標		現 状 (H30)	目 標 (R6)
個別の教育支援計画*作成率	公立幼稚園等	97.2%	100%
	公立小学校	87.0%	100%
	公立中学校	85.7%	100%
	公立高等学校	77.4%	90.0%

#### 指標の設定趣旨

個別の教育支援計画\*の作成率が上昇することが、生徒等一人一人の障害の状態に応じた教育的支援につながると考えられることから、指標として設定しました。

※ 広島市立を除く

※ 「公立幼稚園等」とは公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園\*

成 果 指 標		現 状 (H30)	目 標 (R6)
個別の指導計画*作成率	公立幼稚園等	99.5%	100%
	公立小学校	95.8%	100%
	公立中学校	94.0%	100%
	公立高等学校	88.2%	96.0%

#### 指標の設定趣旨

個別の指導計画\*の作成率が上昇することが、生徒等一人一人の障害の状態に応じた指導につながると考えられることから、指標として設定しました。

※ 広島市立を除く

※ 「公立幼稚園等」とは公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園\*



## 柱4 障害のある子供への支援

### (3) 教員の専門性の向上

#### 現 状

○小・中学校等の教員の特別支援教育\*に関する専門性の向上を図るため、毎年、免許法認定講習を開催し、特別支援学校\*教諭免許状（以下「免許状」という。）の取得を推進していますが、免許状保有率が伸び悩んでいます。

＜特別支援学校\*教員の在籍校種の免許状保有率＞ H25：76.0% ⇒ H30：81.0%

＜特別支援学級\*担任の免許状保有率＞ H25：30.1% ⇒ H30：32.3%

＜通級による指導\*の担当教員の免許状保有率＞ H25：69.0% ⇒ H30：67.9%

\* 特別支援学校\*の教員は、幼稚園、小学校等の免許状に加えて、特別支援学校\*教諭免許状を所持しなければならないが、教育職員免許法附則第15項において、当分の間特別支援学校\*教諭免許状を所持しなくても特別支援学校\*の教員となることができるとされている。また、小・中学校等の特別支援学級\*担任や通級による指導\*の担当教員は、教育職員免許法上特別支援学校\*教諭免許状の所持は必要とされていないが、取得を進めることが期待されている。

#### 課 題

- 小・中学校等の特別支援学級\*担任や通級による指導\*の担当教員については、「学びの場」に応じた研修の機会が少ない状況があります。
- 小・中学校等の特別支援学級\*については、学級数の急増や担任交代が早いことなどにより、地域の中核となる経験豊富な担任が育ちにくく、専門性の蓄積が難しい状況があります。

#### 取組の方向

- ▶ 免許状の取得を促進する免許法認定講習や、教員長期研修派遣の実施、特別支援教育\*に関する研修を充実させ、通常の学級を含め、全ての学びの場における指導の充実を図ります。

成 果 指 標		現 状 (H30)	目 標 (R6)
特別支援学校*教諭免許状保有率	小・中学校 通級による指 導*の担当教員	67.9%	84.0%
	小・中学校 特別支援学級* 担任	32.3%	60.0%
	特別支援学校* 教員	81.0%	100%

#### 指標の設定趣旨

教員の特別支援教育\*に関する専門性を高めることが、生徒等一人一人の障害の状態に応じた指導の充実につながると考えられることから、専門性を客観的に評価する指標として設定しました。

※ 広島市立を除く（本務者のみ）

## 柱4 障害のある子供への支援

### (4) 特別支援学校\*における教育の充実

#### 現 状

- ジョブサポートティーチャー\*（就職支援教員）による就職指導や、生徒の実態、適性及び希望に合った新規企業・業種の開拓、本県独自の特別支援学校技能検定\*などによって生徒の就職意欲を高めることにより、特別支援学校\*高等部卒業者の就職率は、目標（40%：H32）を達成しています。
  - ＜特別支援学校\*高等部（本科）卒業者の就職率＞
    - H28.3卒：31.2% ⇒ H31.3卒：40.8%
    - \*特別支援学校\*高等部（本科）卒業者のうち、企業等に就職した割合（広島市立を含む）
  - ＜特別支援学校\*高等部（本科）卒業者の離職率＞
    - H26.3卒：23.1% ⇒ H27.3卒：20.1%
    - \*就職した者のうち、卒業後3年の間に離職した割合（広島市立を含む）
- 新学習指導要領の障害の特性等に応じた指導上の配慮では、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICT\*を効果的に活用するよう示されています。

#### 課 題

- 高等部卒業者の就職率は目標を達成していますが、就職希望者は増加しており、新規企業・業種の開拓、企業ニーズに応えるため、職業教育の充実を継続する必要があります。
- 全国に比べ、ICT\*活用に係る環境整備が不十分であり、また、ICT\*を活用して指導できる教員の割合が低い状況があります。

#### 取組の方向

- ▶ 生徒の就職意欲を高めるとともに、働く態度の育成や技能の習得を通じて、特別支援学校\*高等部卒業者の就職支援を図ります。
- ▶ 特別支援学校\*においては、生徒にICT\*を1人1台使える環境を整えるとともに、授業におけるICT\*活用の促進と教員の指導力を高めます。

成 果 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
特別支援学校*高等部（本科）における就職希望者のうち、就職した者の割合	100%	100%
<b>指標の設定趣旨</b>		
特別支援学校*高等部（本科）卒業者のうち、就職希望者全員の就職を実現することが、生徒の職業的自立の重要な要素の一つと考えられることから、指標として設定しました。		

\*特別支援学校\*高等部卒業者の就職率には、就労継続支援A型事業所は含まない。

参 考 指 標	現 状 (H30)	目 標 (R6)
就職希望者のうち、卒業までに特別支援学校技能検定*1級を取得した者の割合	82.6%	92.0%